

原子力サプライヤが活用できる支援施策集

【令和4年度補正予算、令和5年度予算・税制を中心に掲載】

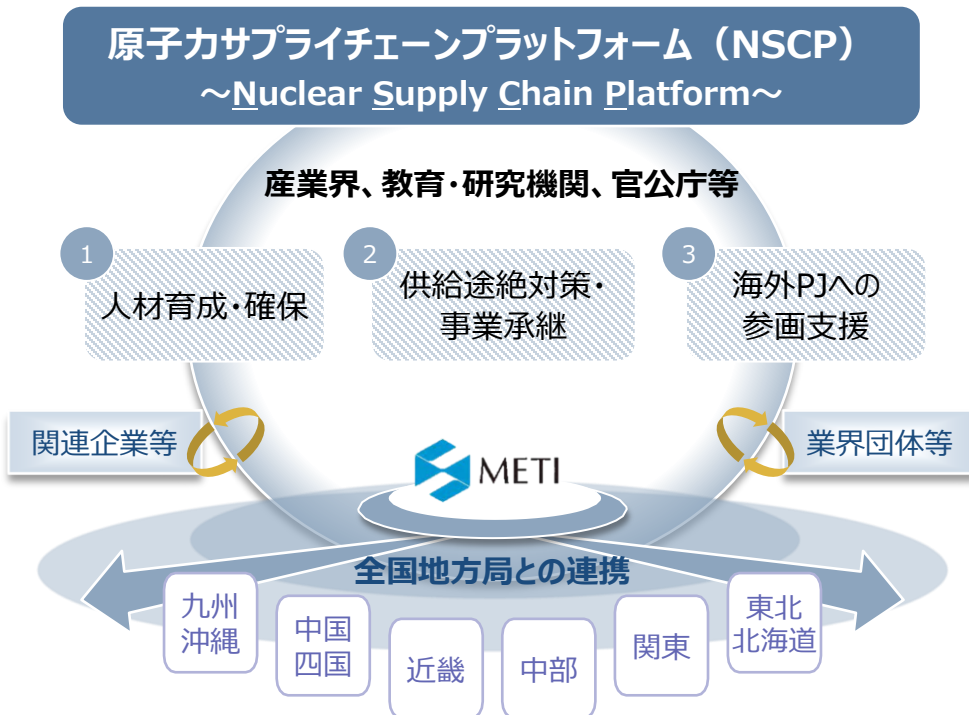
令和5年11月2日時点

経済産業省

サプライチェーンの維持・強化に向けた取組

- 人材育成・確保支援、部品・素材の供給途絶対策、事業承継支援など、**地方経済産業局等と連携し、サプライチェーン全般に対する支援態勢を構築。**
- 次世代革新炉の開発・建設が進む場合にも、サプライヤが実際に**製品調達・ものづくり等の機会を得るまでには相当程度の期間を要する**ことも踏まえ、**関連企業の技術・人材の維持に向け、海外市場機会の獲得を官民で支援していく。**

サプライチェーン強化の枠組み



支援策の概要

① 戦略的な原子力人材の育成・確保

- 産学官の人材育成体制を拡充し、大学・高専と連携したものづくり現場のスキル習得を進め、原子力サプライヤの講座への参加を支援

② 部品・素材の供給途絶対策、事業承継

- 地方局との連携も通じ、政府が提供する補助金・税制・金融等の経営支援ツールの活用を促進

③ 海外PJへの参画支援

- 国内サプライヤの実績や技術的な強みを発信する機会・ツールを積極的に企画・開発し、日本企業による海外展開を支援

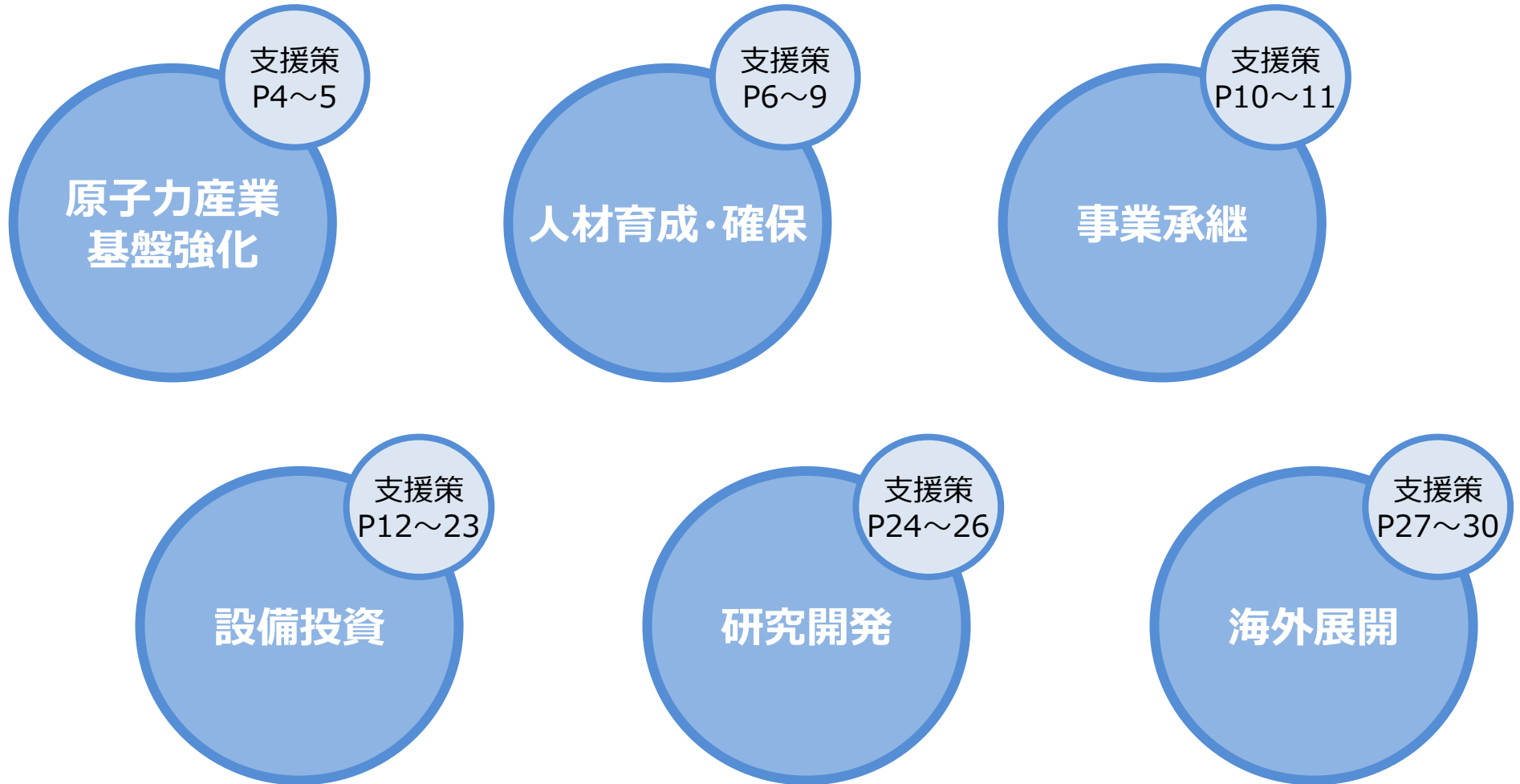
革新サプライヤチャレンジ

海外ベンダーへの発信・輸出金融・規格取得支援等を通じ、海外PJへの参画を後押し

炉型毎のチームを「革新サプライヤコンソーシアム」認定



原子力サプライチェーンの維持・強化に向けて － 目 次 －



(※) P.4-5 原子力産業基盤強化事業以外は、原子力サプライヤに特化した支援策ではありません。

原子力産業基盤強化事業①

令和6年度概算要求額 **18億円（13億円）**

事業の内容

事業目的

本事業では、原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業全体の強化のため、①世界トップクラスの優れた技術を有するサプライヤの支援、②技術開発・再稼働・廃炉などの現場を担う人材の育成等に取り組むこととしている。

これらの取組を通じ、原子力利用先進国として我が国が有する人材・技術・産業基盤を維持・強化し、不断の安全性追求と技術力向上に取り組む原子力産業の構築を図ることを目的とする。

事業概要

我が国の原子力利用の安全性・信頼性を支えている原子力産業基盤の維持・強化を図るため、以下の取組を行う。

(1) 世界トップクラスの技術力や経験を有している国内サプライヤによる原子力関連機器・サービスの安全性や信頼性向上に資する技術開発、事業撤退を余儀なくされる事業の継承、製造プロセスにおけるデジタル化の促進等を支援。加えて、持続可能な原子力産業基盤の実現に向けた課題に複数の事業者が連携して取り組むこと等を促進。

(2) 国内で海外革新炉市場への参画を目指すサプライヤに対し、①研究開発や性能検証、②海外規格への対応、③革新炉への対応に必要な既存設備の改修等を支援。

(3) 現場技術者の技術開発力強化・運転保守業務の技能向上・事故への対応能力強化のための講義や実習等により、原子力産業の現場を支える人材を育成。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) サプライチェーン強化事業、(2) 海外市場獲得支援



(3) 原子力人材の育成支援事業



事業支援例

- 供給途絶リスクのある素材・部品の製造技術・事業の代替サプライヤへの継承
- デジタル技術の活用等による現場の製造ノウハウの高度化・技能継承
- 海外市場獲得を狙うサプライヤの海外規格の取得



～支援部品例～

成果目標

令和2年から令和6年までの5年間の事業であり、最終的には、原子力利用の安全性・信頼性を支えている産業基盤の維持・強化に向けて、原子力関連機器・サービスの実用化5件、事業者連携による業界協調の取組3件、サプライヤによる海外原子力市場への機器輸出5件を目指す。また、人材育成の講習や実習等への参加人数1,000人となることを目指す。

原子力産業基盤強化事業②

スケジュール・条件

～次回のイメージ～

| | 内容 |
|----------------|------------|
| 24/4月下旬～5月上旬 | 公募開始 |
| 24/6月上旬～中旬 | 審査・採択決定 |
| 24/6月下旬～7月上旬 | 交付決定（事業開始） |
| 24/10月下旬～11月上旬 | 中間報告会 |
| 25/2月中旬 | 事業終了期限 |
| 25/2月下旬～3月上旬 | 最終報告会 |
| 25/3月下旬 | 補助金支払 |

※過去の補助スケジュール・条件を参考に作成したものであり、
次回の予定・条件は現段階では未定

～補助条件～

- 【支援対象】
原子力関連の事業
- 【補助率】
1/2
- 【補助額上限】
3億円（事業費：6億円）

（参考）前回の公募要領

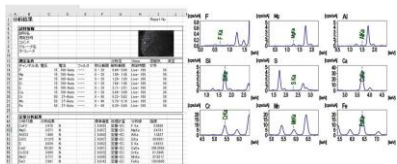
jGrantsリンクをご参照下さい（デジタル庁運営の補助金申請システム）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007Cu6KEAS?fromList=true>



支援事業例

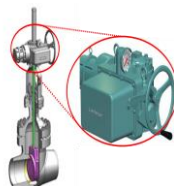
デジタル活用による省人化



～品質管理システム～

- 大型鋳鍛造品のプロセス管理は作業者の経験・技能に基づく**職人のノウハウに依存**。
- 計測機器等の導入により、管理状況を**データ化し、オンタイムで分析する品質管理システムを導入**。

技術・サービスの承継



～アクチュエータ～

- 電動弁の駆動装置（アクチュエータ）内の直流モータの製造企業が、**2022年の撤退を表明**。
- 製造中止を踏まえ、日本ギアが**設計を引き継ぎ、代替サプライヤーによる製造・性能検査を推進**。

海外輸出のための規格取得



～輸出部品のイメージ例～

- 原子力向け高温高圧バルブは、近年では国内市場が低迷しており、製造・検査等の技能承継が課題。
- TVEのバルブは、国外**革新軽水炉市場にポテンシャルも**、入札参加に向けた**現地規格取得がネック**に。
- **国外の最新設計基準に適應**したバルブ製造能力の維持につなげる。

● 支援概要

企業等が副業・兼業に人材を送り出すため、または副業・兼業の人材を受け入れるために要する費用について、本事業を通じてその経費の一部を助成し、費用負担を軽減することで、副業・兼業を促進し、もって企業間・産業間の労働移動の円滑化を図ることを目的としています。

| | 類型A 副業・兼業送り出し型 | 類型B 副業・兼業受け入れ型 |
|--------|--------------------------------|---|
| 補助率 | 2分の1以内 | 2分の1以内 |
| 補助上限額 | 1事業者あたり100万円 | 副業・兼業の人材1人あたり50万円 1事業者あたり250万円（5人まで） |
| 補助対象経費 | ①専門家経費 ②研修費 ③クラウドサービス利用費 | ①仲介サービス利用料 ②専門家経費 ③旅費 ④クラウドサービス利用費 |

● 公募・申込・問合せ

第4次公募：令和5年10月31日（火）18時 締切り
※公募は第4次までを予定しています。公募サイトで最新の情報をご確認ください。

副業・兼業支援補助事業 事務局（ランドブレイン株式会社）
TEL:050-3504-6598
E-mail : fukugyo-kengyo-hojo@landbrains.co.jp

● 支援対象

日本国内で事業を営む法人又は個人

・類型A 副業・兼業送り出し型

自社の従業員が他の企業等での就業等を行うことを認めるための環境整備を行うものであって、要件を満たすものであること。

・類型B 副業・兼業受け入れ型

他の企業等（自社との間に独立性が認められない企業等を除く。）において雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人と新たに雇用契約又は業務委託契約を締結した上で、同契約に基づき、当該個人が当該他の企業等での就業を継続している状態のまま、自社の業務に就業させるものであって、要件を満たすものであること。

● 詳細情報

副業・兼業支援補助金 公募サイト



[詳細はこちら](#)

人材開発支援助成金（厚生労働省）

令和5年度予算額

658億円（698億円）

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスティング支援コース 505億円（504億円）

● 支援概要

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

| コース名 | 対象訓練・助成内容 | 助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外 | | | |
|---|--|--|--------------------------------|--|---|
| | | OFF-JT | | OJT | |
| | | 経費助成 | 賃金助成 | 実施助成 | |
| 人材育成支援コース | OFF-JT訓練（人材育成訓練（仮称）） | 正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化した場合:70% | | - | |
| | OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練 | 企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練） 非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練） | 45(30)% 60% 正社員化した場合:70% | 760(380)円/時・人 最低6か月 20(11)万円/人 最低2か月 10(9)万円/人 | |
| 教育訓練休暇等付与コース | 有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合 | 30万円 ※制度導入助成 | - | - | |
| 人への投資促進コース | 高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練 | デジタル | 75(60)% | 960(480)円/時・人 | - |
| | | 成長分野 | 75% | 960円/時・人 ※国内大学院 | - |
| | 情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練） | 60(45)% | 760(380)円/時・人 | 最低6か月 20(11)万円/人 | |
| | 定額制訓練 | 60(45)% | - | - | |
| | 自発的職業能力開発訓練 | 45% | - | - | |
| 長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び 所定外労働免除制度 | 長期休暇 | 20万円 ※制度導入助成 | 6,000円/日・人 ※有給時 | - | |
| | 短時間勤務等 | 20万円 ※制度導入助成 | - | - | |
| 事業展開等リスティング支援コース | 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練 | 75(60)% | 960(480)円/時・人 | - | |

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

● 支援対象

雇用保険適用事業主

● 公募・申込・問合せ

各都道府県別の雇用関係各種給付金申請等受付窓口



[詳細はこちら](#)

● 詳細情報

人材開発支援助成金のページ（厚労省）



[詳細はこちら](#)

【参考】令和6年度概算要求額 645億円

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokan/dl/gaiyo-14.pdf>

65歳超雇用推進助成金（厚生労働省）

令和5年度予算額

34億円（39億円）

● 支援概要

- ① 65歳以上の年齢への定年引上げや定年の定め廃止する事業主に対して助成します。
- ② 希望者全員を66歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入する事業主に対して助成します。
- ③ 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要な経費を全て負担した場合、送出し事業主に対して要した経費の1/2を助成します。等

【助成額】当該措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて以下の額を支給

① 定年引上げ又は定年の定め廃止

| 措置内容 60歳以上 被保険者数 | 65歳への 引上げ | 66～69歳への 引上げ | | 70歳未満 から70歳 以上への 引上げ | 定年(70歳未 満に限る)の 定め廃止 |
|------------------------|--------------|-----------------|-------|-------------------------------|---------------------------|
| | | 5歳未満 | 5歳以上 | | |
| 1～3人 | 15万円 | 20万円 | 30万円 | 30万円 | 40万円 |
| 4～6人 | 20万円 | 25万円 | 50万円 | 50万円 | 80万円 |
| 7～9人 | 25万円 | 30万円 | 85万円 | 85万円 | 120万円 |
| 10人以上 | 30万円 | 35万円 | 105万円 | 105万円 | 160万円 |

② 希望者全員を66歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入

| 措置内容 60歳以上 被保険者数 | 66～69歳への 引上げ | 70歳未満から 70歳以上への 引上げ |
|------------------------|-----------------|---------------------------|
| 1～3人 | 15万円 | 30万円 |
| 4～6人 | 25万円 | 50万円 |
| 7～9人 | 40万円 | 80万円 |
| 10人以上 | 60万円 | 100万円 |

③ 他社による継続雇用制度の導入

| 措置内容 | 66～69歳への 引上げ | 70歳未満から 70歳以上への 引上げ |
|-------------|-----------------|---------------------------|
| 支給額 (上限) | 10万円 | 15万円 |

※ 他社とは、特殊関係事業主を含む他の事業主を指します。

● 支援対象

雇用保険適用事業主

● 公募・申込・問合せ

高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京支部、大阪支部は高齢・障
害者窓口サービス課)



[詳細はこちら](#)

● 詳細情報

65歳超雇用推進助成金
のページ（厚労省）



[詳細はこちら](#)

【参考】令和6年度概算要求額 26億円

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokan/dl/gaiyo-07.pdf>

大企業向け・中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつなげる「**構造的・持続的な賃上げ**」を実現することが重要。このため、政府の長期的な方針を明確にし、賃上げに関する企業の計画的な検討を促すため、**租特の延長期間を長期化**する。
- 加えて、**賃上げを行う企業の裾野の拡大**に向けて、**中堅企業に対する支援措置を強化（要件の緩和等）**するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅・中小企業の賃上げを後押しする観点から、**税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設**する。
- さらに、**仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設**し、所得向上と少子化対策の両方を追求する企業の賃上げを後押しすることで、我が国の最重要課題である少子化問題の根本原因である若者・子育て世代の所得の低さの改善を図る。

現行制度

【適用期限：令和5年度末まで】

大企業

継続雇用者の給与等支給総額が前年度比**3%以上増加**
⇒ 給与増加額の**15%**を税額控除

継続雇用者の給与等支給総額が前年度比**4%以上増加**
⇒ 給与増加額の**25%**を税額控除

+

教育訓練費が前年度比**20%以上増加**
⇒ 税額控除率を**5%上乗せ**

中小企業

雇用者全体の給与等支給総額が前年度比**1.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**15%**を税額控除

雇用者全体の給与等支給総額が前年度比**2.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**30%**を税額控除

+

教育訓練費が前年度比**10%以上増加**
⇒ 税額控除率を**10%上乗せ**

※ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。

※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

要望内容

- 本税制措置の延長期間を長期化する。
- 中堅企業に対する支援措置を強化するとともに、中堅・中小企業を対象とした繰越し控除措置を創設する。
- 仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する上乗せ措置を創設する。

事業承継・引継ぎ補助金

令和4年度補正予算額 **2,000億円**の内数

※国庫債務負担含め総額4,000億円の内数

● 支援概要

① 経営革新事業

事業承継・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します。

◎ 創業支援型

（他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した場合）

◎ 経営者交代型

（親族内承継等により経営資源を引き継いだ場合（後継者が引き継ぎ予定の場合を含む））

◎ M&A型

（M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ場合）

【補助率】1/2又は2/3 【補助上限】600万円又は800万円*

*一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ

② 専門家活用事業

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザーや仲介に係る費用[注]、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します。

[注] FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

◎ 買い手支援型

（M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等）

◎ 売り手支援型

（M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業等）

【補助率】1/2又は2/3 【補助上限】600万円（M&Aが未成約の場合300万円）

③ 廃業・再チャレンジ事業

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。（経営革新事業もしくは専門家活用事業との併用が可能）

【補助率】1/2又は2/3 【補助上限】150万円

● 支援対象

中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- 7次公募締切り：令和5年11月17日（金）
（経営革新事業、廃業・再チャレンジ事業）
（専門家活用事業）
- 事業承継・引継ぎ補助金事務局
経営革新 TEL 050-3000-3550
専門家活用／廃業チャレンジ TEL 050-3000-3551
受付時間 10:00～12:00、13:00～17:00
（土・日・祝日を除く）

● 詳細情報

令和4年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金 7次公募～」サイト



[詳細はこちら](#)

事業承継・引継ぎ支援センター

● 支援概要

事業承継の悩みや後継者不在の悩みを抱える中小企業等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等を行います。

以下の支援を無料で実施します。※

- 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する御相談
- 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
- 事業承継を進めるための事業承継計画の策定
- 事業引継ぎにおける譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援
- 経営者保証解除に向けた専門家支援 など

※一部地域では支援内容が異なります。また、専門家派遣による支援等を実施する場合には費用負担が発生することがあります。



● 支援対象

中小企業等

● 公募・申込・問合せ

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センター



[詳細はこちら](#)

● 詳細情報

事業承継・引継ぎ支援ポータルサイト



[詳細はこちら](#)

ものづくり補助金

グローバル市場開拓枠はP.27を参照

令和4年度補正予算額

2,000億円の内数

※国庫債務負担含め総額4,000億円の内数

● 支援概要

革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。

| 申請類型 | 補助上限 ※従業員規模により異なる | 補助率 |
|--|---|-----------------------|
| 通常枠 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援 | 750万円～1,250万円 | 1/2 2/3(小規模・再生事業者) |
| 回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。 | 750万円～1,250万円 | 2/3 |
| デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。 | 750万円～1,250万円 | 2/3 |
| グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。 | 【エントリー】 750万円～1,250万円 【スタンドード】 1,000万円～2,000万円 【アドバンス】 2,000万円～4,000万円 | 2/3 |

【大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例】

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100～1,000万円、更に上乘せ。(回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く)

● 支援対象

中小企業、小規模事業者等

● 公募・申込・問合せ

- 16次締切り：令和5年11月7日(火) 17時
- 令和4年度補正～令和6年度にかけて、切れ目なく実施
- ものづくり補助金事務局サポートセンター
TEL 050-8880-4053
受付時間 10:00～17:00 (土日祝日除く)

● 詳細情報

ものづくり補助金総合サイト

- ・公募要領
- ・スケジュール
- ・電子申請
- ・採択結果
- ・補助事業の手引き
- ・成果事例のご紹介
- ・データポータル



[詳細はこちら](#)

● 支援概要

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX、サイバーセキュリティ対策等のためのITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

| 申請類型 | | 補助上限 | 補助率 |
|-------------------------------|----------------------|---|--|
| 通常枠 | A類型 (業務プロセス1種類以上) | 5万円～150万円未満 | 1/2以内 |
| | B類型 (業務プロセス4種類以上) | 150万円～450万円以下 | |
| デジタル化基盤導入枠 (インボイス対応に活用可能!) | デジタル基盤導入類型 | 【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・発売機】：～20万円 | 【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①3/4以内、②2/3以内 【PC・タブレット等】：1/2以内 【レジ・発売機】：1/2以内 |
| | 複数社連携IT導入類型 | (1) デジタル化基盤導入類型の対象経費（上記同様） (2) 消費動向等分析経費（上記(1)以外の経費）： 50万円×参画事業者数 補助上限：(1)+(2)で3,000万円 (3) 事務費・専門家費 補助上限：200万円 | (1) デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内 |
| セキュリティ対策推進枠 | | 5万円～100万円 | 1/2以内 |

● 支援対象

中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- 申請類型により締切りが異なるため、公募スケジュールは以下URLにてご確認ください。 <https://it-shien.smrj.go.jp/schedule/>
- IT導入補助金2023後期事務局 コールセンター
TEL 0570-666-376
受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

● 詳細情報

IT導入補助金
2023（後期
事務局）



[詳細はこちら](#)

● 支援概要

大胆な賃上げや、グリーンを含む成長分野への再構築・規模拡大に取り組む事業者、市場規模が縮小する業種・業態等からの転換を図る事業者、新型コロナ・物価高騰等により業況が厳しい事業者を支援します。

| 申請類型 | 補助上限 ※従業員規模により異なる | 補助率 |
|--|---|--------------------------------------|
| 成長枠 (成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者向け) | 2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円 | 中小1/2 中堅1/3 |
| グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者向け) | <エントリー> 中小:4,000万円、6,000万円、 8,000万円 中堅:1億円 <スタンダード> 中小:1億円 中堅:1.5億円 | 中小1/2 中堅1/3 |
| 産業構造転換枠 (国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者向け) | 2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円 *廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ | 中小2/3 中堅1/2 |
| サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者向け) | 最大5億円 | 中小1/2 中堅1/3 |
| 物価高騰対策・回復再生応援枠 (業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者向け) | 1,000万円、1,500万円、 2,000万円、3,000万円 | 中小2/3 (一部3/4) 中堅1/2 (一部2/3) |
| 最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者向け) | 500万円、1,000万円、 1,500万円 | 中小3/4 中堅2/3 |

※「成長枠」又は「グリーン成長枠」に申請する事業者は、上乗せ枠である「卒業促進枠」又は「大規模賃金引上促進枠」に追加で申請することが可能です。

● 支援対象

中堅企業、中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- 第11回公募終了
(締切り：令和5年10月6日(金)18:00)
※第10回公募を含め令和5年度末までに、年3回程度の公募を予定
※サプライチェーン強靱化枠は、第10回公募を含め年1~2回程度公募予定 (第11回は公募なし)
- 事業再構築補助金事務局コールセンター
ナビダイヤル 0570-012-088
IP電話用 03-4216-4080
受付時間 9:00~18:00 (日祝は除く)

● 詳細情報

事業再構築補助金事務局
ホームページ



[詳細はこちら](#)

省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

※国庫債務負担含め総額1,625億円

● 支援概要

本事業は、工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。企業の複数年にわたる投資計画に対応する形で今後3年間で集中的に支援し、特に中小企業の潜在的な投資需要を掘り起こします。

(A) 先進事業

工場・事業場において大幅な省エネを実現できる先進的な設備の導入を支援します。

- 補助率：中小企業2/3、大企業1/2
- 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）

(B) オーダーメイド事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修等を行う省エネ取組に対して支援を行います。

- 補助率：中小企業1/2、大企業1/3
- ※投資回収年数7年未満の事業は、中小企業1/3、大企業で1/4
- 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）

(C) 指定設備導入事業

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

- 補助率：1/3
- 上限額：1億円

(D) エネルギー需要最適化対策事業

エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

- 補助率：中小企業1/2、大企業1/3
- 上限額：1億円

● 支援対象

全業種の法人及び個人事業主

- ※ 大企業については、「省エネ法 Sクラス事業者又は Aクラス事業者」であること、又は中長期計画書にベンチマーク目標を達成する見込み及びその投資計画等を記載していること。

● 公募・申込・問合せ

4次公募締切り：令和5年11月2日（木）17時
（（A）（B）（D）事業のみ。（C）事業は募集終了）
（A）先進事業 TEL 03-5565-3840
（B）オーダーメイド型事業 TEL 03-5565-4463
（D）エネルギー需要最適化対策事業 TEL 03-5565-4463
（C）指定設備導入事業 ナビダイヤル TEL 0570-008-726
IP電話からのご連絡 TEL 042-204-1710

● 詳細情報

令和4年度補正予算省エネルギー投資
促進・需要構造転換支援事業
（A）（B）（D）

[詳細はこちら](#)



令和4年度補正予算省エネルギー投資
促進支援事業（C）（D）【募集終了】

[詳細はこちら](#)



【参考】令和6年度概算要求の状況

省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和6年度概算要求額 **360億円（261億円）**

事業の内容

事業目的

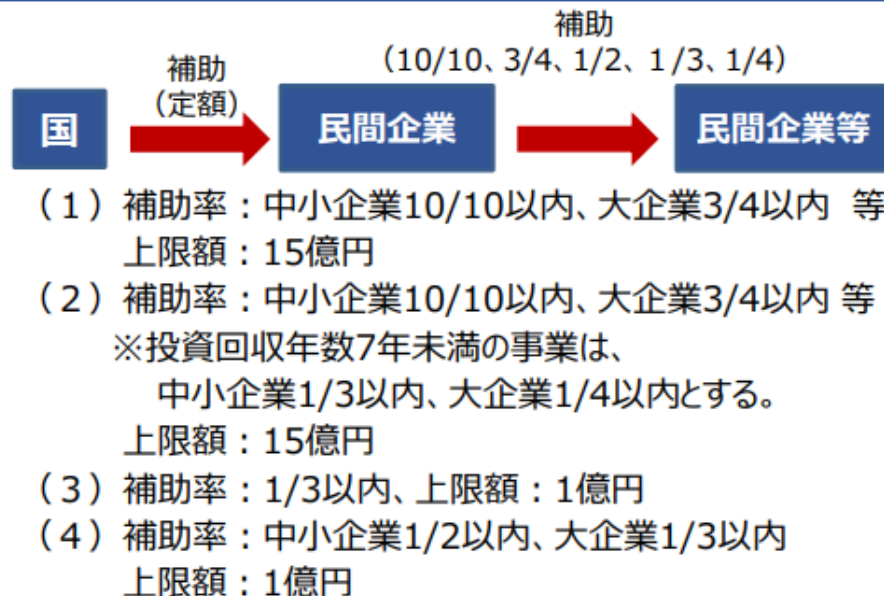
本事業は、工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、より先進的な省エネ技術に係る機器・設備の導入に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。※下記（1）及び（2）は、過去に採択した複数年度の設備更新案件の実施分。

- （1）先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援。
- （2）オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修を行う省エネ取組に対して支援。
- （3）指定設備導入事業：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。
- （4）エネルギー需要最適化対策事業（エネマネ事業）：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）




成果目標

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。

【参考】令和6年度概算要求の状況

省エネルギー投資促進・需給構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 **1,925億円** ※令和6年度概算要求額：910億円（新規）

| 事業の内容 | 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等） |
|--|--|
| <p>事業目的</p> <p>本事業は、工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、より先進的な省エネ技術に係る機器・設備の導入を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。</p> <p><u>企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。</u></p> <p>また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。</p> <p>事業概要</p> <p>工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 先進事業：工場・事業場において大幅な省エネを実現できる先進的な設備の導入を支援(2) オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む省エネ設備への更新やプロセス改修等を支援(3) エネルギー需要最適化対策事業：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善による省エネ取組を支援 | <p>事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）</p>  <p>(1) 補助率：中小企業2/3以内、大企業1/2以内 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）</p> <p>(2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 ※投資回収年数7年未満の場合は、中小企業1/3以内、大企業1/4以内 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円）</p> <p>(3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p> |
| | <p>成果目標</p> <p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本予算事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。</p> |

DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の見直し及び延長

（所得税、法人税、法人住民税、事業税）

- 日本企業が、そのDX推進において課題となっているデジタル人材の育成・確保に取り組むとともに、成長性の高い海外市場の獲得を含めた売上上昇につながる「攻め」のデジタル投資に踏み切ることがを後押しするため、要件を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

| | | |
|------|-----------|--|
| 認定要件 | デジタル(D)要件 | <ul style="list-style-type: none"> ① データ連携 （他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること） ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保、デジタル人材の育成・確保） |
| | 企業変革(X)要件 | <ul style="list-style-type: none"> ① 全社レベルでの売上上昇が見込まれる ② 成長性の高い海外市場の獲得を図ること ③ 全社の意思決定に基づくもの（取締役会等の決議文書添付等） |

税制措置の内容

| 対象設備 | 税額控除 | 特別償却 |
|--|------|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア ・ 繰延資産*1 ・ 器具備品*2 ・ 機械装置*2 | 3% | or 30% |
| | 5%*3 | |
| <p>*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合</p> | | |

※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**

※ **投資額上限：300億円**
（300億円を上回る投資は300億円まで）

※ **税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで**

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 温室効果ガス2030年46%減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠**であるとともに、**技術進展や市場環境等の動向に応じて必要な分野に対する支援を機動的に講じていくことが必要**。
- このため、**中長期的な予見可能性をもって設備投資を行える制度に見直す**とともに、**所要の要件を見直す**。

現行制度 【適用期限：令和5年度末まで】

| | ①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入 | ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入 |
|----|---|--|
| 対象 | <p>エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品（需要開拓商品）の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><需要開拓商品> ①化合物パワー半導体、②EV又はPHEV向けリチウムイオン蓄電池、③定置用リチウムイオン蓄電池、④燃料電池、⑤洋上風力発電設備の主要専門部品（ナセル、発電機、増速機、軸受、タワー、基礎）</p> | <p>事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備（※） ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要。 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ○3年以内に10%以上向上 →税額控除10%又は特別償却50% ○3年以内に7%以上向上 →税額控除5%又は特別償却50% |

要望内容

- 税額控除の繰越制度を新設
- 本税制措置の延長期間の長期化
- 技術進展等の動向を踏まえた需要開拓商品の拡充・見直し
- 生産工程等の脱炭素化の一層の推進に向けた要件の見直し

地域未来投資促進税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 地域経済がエネルギー価格や原材料費の高騰等の厳しい経済状況に直面する中、引き続き、**高い付加価値を生み出す設備投資を促進する観点から、適用期限を2年間延長**する。
- **地域の「稼ぐ力」を強化**すべく、**特に高い付加価値（3億円以上）を創出し、地域内企業との取引や雇用を通じて、より一層地域経済に波及効果を及ぼす事業**について**上乘せ支援の対象**とする。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
 ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ 連結財務諸表を作成する親会社及び連結子会社については連結財務諸表における減価償却費を用いる。

課税の特例の内容・対象

| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
|-------------|------|------|
| 機械装置・器具備品 | 40% | 4% |
| 上乘せ要件を満たす場合 | 50% | 5% |
| 建物・附属設備・構築物 | 20% | 2% |

税制適用の主な注意点

1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となる。
2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

〈上乘せ支援の要件〉

現行の上乗せ要件⑥（ア）に新たな上乘せ要件⑥（イ）を追加し、支援対象を拡充

要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと

⑥（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上

⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乘せ要件の対象外。

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

| 類型 | 要件 | 確認者 | 対象設備 | その他要件 |
|--------------------|------------------------------------|-------|--|---|
| 生産性向上設備 (A類型) | 生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備 | 工業会等 | 機械装置（160万円以上） | <ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・<u>中古資産・貸付資産でないこと</u>等 |
| 収益力強化設備 (B類型) | 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 | 経済産業局 | 工具（30万円以上） <small>(A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)</small> | |
| デジタル化設備 (C類型) | 可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備 | | 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） | |
| 経営資源集約化設備 (D類型) | 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備 | | ソフトウェア（70万円以） <small>(A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)</small> | |

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

中小企業投資促進税制の延長 (所得税、法人税、法人住民税、事業税)

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

- 物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、**適用期限を2年間延長する。**

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

※赤字は令和5年度改正による変更点

| | | |
|------|---|-------------------|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主 | |
| 対象業種 | 製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、 港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く | |
| 対象設備 | ・機械及び装置【1台160万円以上】 | |
| | ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 | |
| | ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く | |
| | ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） | |
| | ・内航船舶（取得価格の75%が対象） | |
| 措置内容 | 個人事業主 | |
| | 資本金3,000万円以下の中小企業 | 30%特別償却 又は 7%税額控除 |
| | 資本金3,000万円超の中小企業 | 30%特別償却 |

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④その管理のおおむね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものは対象外

※総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の新設 (固定資産税)

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資や賃上げを後押し**するため、**赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置を新設。**

改正概要 【適用期限：令和6年度末まで】

| <p><全体のスキーム></p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>国 (基本方針の策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> 協議 <div style="text-align: center;"> ↑ ↓ </div> 同意 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>市町村 (導入促進基本計画の策定)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> 申請 <div style="text-align: center;"> ↑ ↓ </div> 認定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>中小企業 (先端設備等導入計画の策定)</p> </div> </div> | 特例措置の対象企業 | 市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|--|-------|--------|---------|---------|---------|---|-------------|--------|-------|--------|---------|--------|
| | 計画認定要件 | 3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象設備等 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設備の種類</th> <th style="width: 30%;">最低価額要件</th> <th style="width: 40%;">投資利益率要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①機械及び装置</td> <td>160万円以上</td> <td rowspan="4">投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)</td> </tr> <tr> <td>②測定工具及び検査工具</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>③器具備品</td> <td>30万円以上</td> </tr> <tr> <td>④建物附属設備</td> <td>60万円以上</td> </tr> </tbody> </table> | | | 設備の種類 | 最低価額要件 | 投資利益率要件 | ①機械及び装置 | 160万円以上 | 投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認) | ②測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | ③器具備品 | 30万円以上 | ④建物附属設備 | 60万円以上 |
| | 設備の種類 | 最低価額要件 | 投資利益率要件 | | | | | | | | | | | | | |
| | ①機械及び装置 | 160万円以上 | 投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認) | | | | | | | | | | | | | |
| ②測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③器具備品 | 30万円以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④建物附属設備 | 60万円以上 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特例措置 | 固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月末までに設備取得：5年間 ②令和7年3月末までに設備取得：4年間 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用期限 | 2年間（令和7年3月31日までに取得したもの） | | | | | | | | | | | | | | | |

● 支援概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。

加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。



- 補助事業期間：2～3年
- 補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、3年間9,750万円
（出資獲得枠）単年1億円、3年間3億円
- 補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内
- 委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

● 支援対象

中小企業者等

● 公募・申込・問合せ

- 主たる研究実施場所の都道府県を所管する経済産業局等

- 令和5年度の公募は終了

（第1回公募期間）令和5年2月22日(水)～令和5年4月20日(木)【17時締切】
（第2回公募期間）令和5年6月6日(火)～令和5年7月24日(月)【17時締切】

● 詳細情報

- 令和5年度事業（第1回・第2回）公募内容・採択結果【公募】

第1回



[詳細はこちら](#)

第2回



[詳細はこちら](#)

【採択】

第1回



[詳細はこちら](#)

第2回



[詳細はこちら](#)

ディープテック・スタートアップ支援事業

令和4年度補正予算額 **1,000億円**

● 支援概要

ディープテック・スタートアップは、その技術の確立迄の研究開発に長期かつ大規模な資金を要するため、技術の事業化迄に長期間を要し、大きなリスクを抱えるといった課題に直面しています。こうしたディープテック・スタートアップを大胆に支援するため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるハンズオン支援を強化するとともに、以下の取組を行います。



① 実用化研究開発支援

試作品の開発、国内外の他事業者等との共同研究開発、海外技術実証、研究開発の成果を活用したF/S調査、初期の生産設備導入を含む生産技術開発等を支援。

② 量産化実証支援

量産化に向けた研究開発や生産設備・検査設備等の設計・製作等に係る費用及びこれらの設備等を設置する建屋の設計・工事費用等を支援。

③ SBIR指定補助金等事業

政府の課題を元に研究開発テーマを設定し、事業化・成長可能性の高い技術を実現可能性調査から段階的に選抜し、連続的に研究開発事業を支援。

● 支援対象

ディープテック・スタートアップ等

● 公募・申込・問合せ

● 2023年3月末から公募開始

〔1〕 STSフェーズ（実用化研究開発（前期））

助成金の額：3億円以内または5億円以内／事業期間
事業期間：1.5～2年程度（ただし同一フェーズ内で最長4年）
助成率：2/3以下

〔2〕 PCAフェーズ（実用化研究開発（後期））

助成金の額：5億円以内または10億円以内／事業期間
事業期間：1.5～2年程度（ただし同一フェーズ内で最長4年）
助成率：2/3以下

〔3〕 DMPフェーズ（量産化実証）

助成金の額：25億円以内／事業期間
事業期間：1.5～2年程度（ただし同一フェーズ内で最長4年）
助成率：2/3以下

● 公募は通年で実施し、年4回程度、提案受付期間及び審査の実施を予定。

（第3回提案受付期間 2023年11/27(月)～12/7(木) 正午）

● 詳細情報

「ディープテック・スタートアップ支援基金／ディープテック・スタートアップ支援事業」に係る第3回公募について

[詳細はこちら](#)

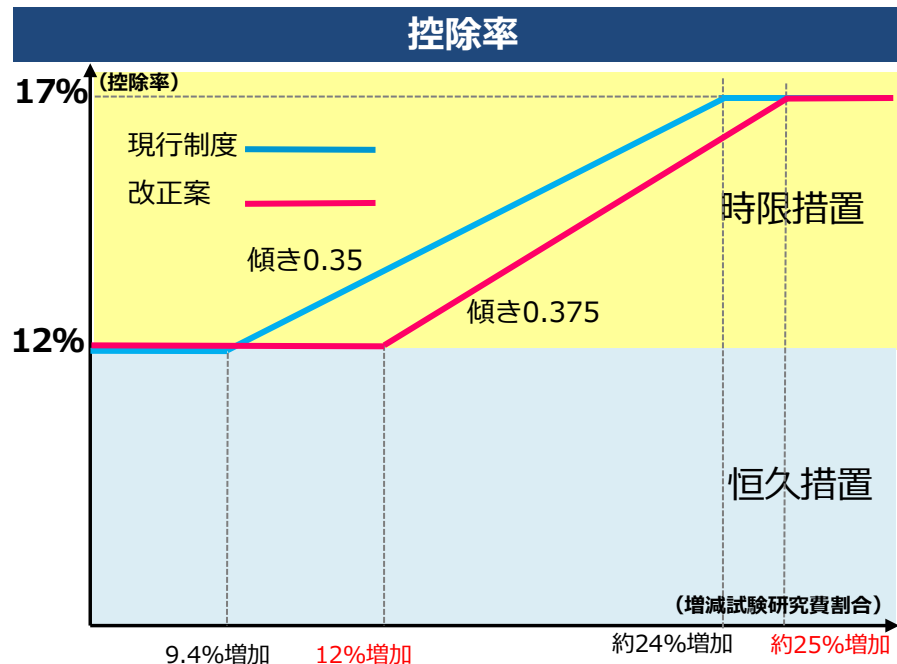
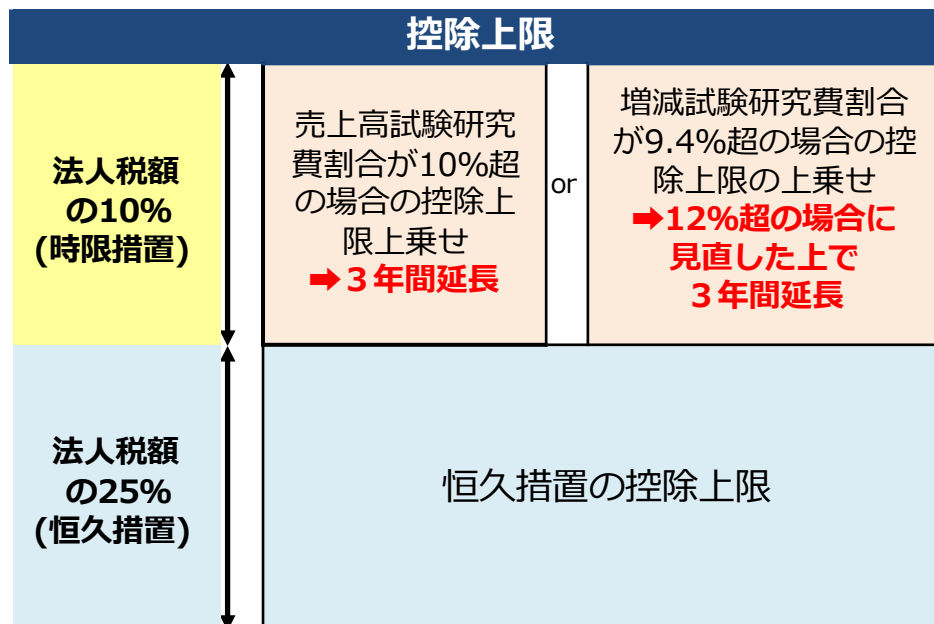


中小企業技術基盤強化税制の拡充及び延長 (所得税、法人税、法人住民税)

- 中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、増減試験研究費割合に応じた控除率・控除上限の上乗せ措置を一部見直しした上で、時限措置の3年間の延長を行う（コロナ特例については期限通りに廃止）。
- また、スタートアップとの共同研究や高度人材等の活用を促進するため、オープンイノベーション型の見直しや、デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しする観点から、試験研究費の範囲を見直す。

改正概要

【適用期限（時限措置）：令和7年度末まで】



その他の見直し

オープンイノベーション型におけるスタートアップの定義の見直し・高度・外部研究人材の活用を促す措置の創設、試験研究費の範囲の見直し（サービス開発の対象の拡大、性能向上を目的としないデザインの設計・試作は対象外）

ものづくり補助金・グローバル市場開拓枠

令和4年度補正予算額 **2,000億円**の内数

※国庫債務負担含め総額4,000億円の内数

● 支援概要

革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援します。また、特に、大幅な賃上げに取り組む事業者へのインセンティブを強化するとともに、海外でのブランド確立などの取組への支援を強化します。

| 申請類型 | 補助上限 ※従業員規模により異なる | 補助率 |
|--|----------------------|-----------------------------|
| グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。海外市場開拓（JAPANブランド）類型では、海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。 | 3,000万円 | 1/2 小規模事業者の場合 2/3 |

【大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例】

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100～1,000万円、更に上乗せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

● 支援対象

中小企業、小規模事業者等

● 公募・申込・問合せ

- 16次締切り：令和5年11月7日(火) 17時
- 令和4年度補正～令和6年度にかけて、切れ目なく実施
- ものづくり補助金事務局サポートセンター
TEL 050-8880-4053
受付時間 10:00～17:00（土日祝日除く）

● 詳細情報

ものづくり補助金総合サイト

- ・公募要領
- ・スケジュール
- ・電子申請
- ・採択結果
- ・補助事業の手引き
- ・成果事例のご紹介
- ・データポータル



[詳細はこちら](#)

新輸出大国コンソーシアム（ジェトロ）

● 支援概要

「新輸出大国コンソーシアム」は、商工会議所、商工会、地方自治体、金融機関、ジェトロなどの支援機関が幅広く結集し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、総合的な支援を行う枠組みです。ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）は、同コンソーシアムの事務局機能を担っています。

1. コンシェルジュが最適な支援メニューをご案内します

貴社にとって最適な支援メニューや支援機関を案内します。どんな小さな不安や疑問にも丁寧に対応します。

2. 海外展開フェーズに即したハンズオン支援

各国・地域事情、実務に精通した専門家が、継続的な企業訪問・商談同席・海外出張同行を通じて、海外展開戦略策定段階から、事業計画策定、実行段階まで、企業様の状況に応じて一貫して支援します。

※ 支援にあたっては審査があります。

※ 2022年度 ハンズオン支援は募集を終了しました。

3. 個別課題を解決するスポット支援

貿易実務、越境ECを使ったオンラインビジネス、法務や税務・会計、基準認証など海外展開で欠かせないテーマについて専門家が随時支援します。

※ こちらについては審査がございません。

● 支援対象

海外展開にご関心がある中堅・中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- ジェトロ新輸出大国コンソーシアム事務局
TEL : 03-3582-8333
受付時間 : 9:00~17:00（土日、祝祭日を除く）

● 詳細情報

新輸出大国コンソーシアム（ジェトロホームページ）



[詳細はこちら](#)

海外展開ハンズオン支援（中小企業基盤整備機構）

● 支援概要

海外ビジネスの課題やお悩みを解決するため、豊富な実務経験、ノウハウを持つ専門家がご相談に応じます。

- ポイント1 「貴社だけの海外展開のアクション」を一緒に考えます
- ポイント2 1社1社のご要望に合わせた情報を提供します
- ポイント3 相談は何度でも受けられ、無料です

こんな場面でのお悩みに対応可能です。

- はじめての海外展開
- 戦略策定、計画策定
- 販路開拓、マーケティング、海外展示会への出展
- 契約（売買・技術提携）
- 貿易実務
- 法規制（輸出入・投資・環境）
- 現地法人設立・運営
- 税務・会計・財務・労務
- 知財保護、知財活用
- 移転、撤退 等

● 支援対象

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

● 公募・申込・問合せ

独立行政法人中小企業基盤整備機構
 ・本部（関東地域）
 ・地域本部（関東地域以外）
 WEBフォーム、メール又はFAXにてお申し込み
 ください。



[詳細はこちら](#)

● 詳細情報

海外展開支援（中小企業基盤整備機構
 ホームページ）



[詳細はこちら](#)

新規輸出1万者支援プログラム（ジェトロ）

● 支援概要

※輸出経験があっても支援の対象になります

「はじめて輸出」を応援します。※

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで何でもお任せください！

＜たとえば、こんなお悩みありませんか＞

- 海外との取引は全く経験がないんですが…
- 昔少し試してみたことはあるけど…
- 海外のたくさんの方に自社製品を知ってほしい！
- 欧州にも輸出してみたい
- ○○は輸出しているけど、新たに□□も輸出してみたい
- 現地バイヤーとの交渉に自信がありません
- ブランディングやプロモーションの方法は？
- 容器サイズやラベルデザインにルールはありますか？
- 現地の売れ筋商品は？ 価格設定は？

新たに輸出に乗り出すみなさまを後押しする支援策をご提案します。

- 専門家による伴走型支援
- 輸出向け商品の開発
- ブランディング・プロモーション
- ECサイトを活用した販路開拓
- 輸出商社とのマッチング

など

● 支援対象

輸出に取り組みたい中堅・中小企業等

● 公募・申込・問合せ

- ジェトロ 新規輸出1万者支援事務局
TEL：03-3582-4937 03-3582-4938
03-3582-4939 03-3582-4940
受付時間：9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日、年末年始除く）
※まずはプログラムにご登録ください。ご登録は無料です。

● 詳細情報

新規輸出1万者支援プログラム（ジェトロ）
ホームページ）



[詳細はこちら](#)

參考資料

中小企業、中堅企業等の定義について①

※支援策によって、中小企業や中堅企業等の範囲が異なる場合があります。詳細は公募要領等をご確認ください。

補助金等における中小企業等の定義（例）

| 業種 | 中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと) | | 小規模企業者 |
|--|--------------------------|-----------------|-----------------|
| | 資本金の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 | 常時使用する 従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外） | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 3億円以下 | 900人以下 | |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業（下記3業種を除く） | 5千万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ソフトウェア業及び情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 | |
| 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 | |
| ④小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

◆ただし、以下に定める「みなし大企業」については、中小企業者として扱わない。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
 - ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
 - ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ※直接的、間接的に所有されているかどうかを問わず、条件に合致する場合には「みなし大企業」に該当するものとする。

中小企業、中堅企業等の定義について②

※支援策によって、中小企業や中堅企業等の範囲が異なる場合があります。詳細は公募要領等をご確認ください。

補助金等における中堅企業の定義（例）

中小企業者以外で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、かつ、「みなし大企業」に該当しない法人
※事業再構築補助金の場合

中小企業者以外のもののうち、会社法第2条第1号に規定する会社であって、申込日において確定済の直近決算の売上高が1,000億円未満もしくは常用雇用者1,000人未満の者 ※新輸出大国コンソーシアムの場合

法人税法における中小企業（中小法人）の定義

普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を要しない法人

※ただし、以下の法人は、資本金の額が1億円以下でも中小法人とはならない

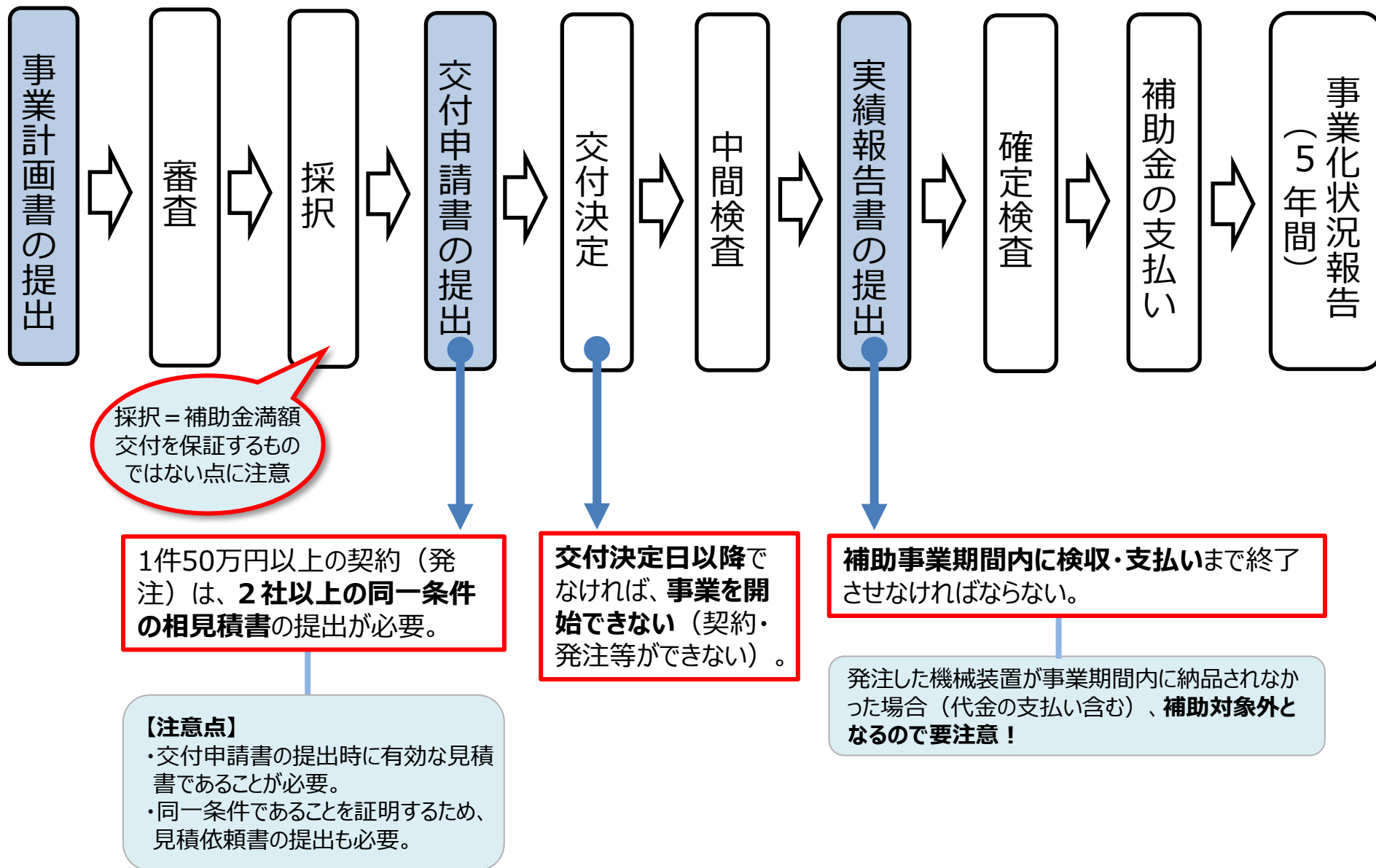
- ①相互会社 ②大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人）、相互会社等の100%子会社 ③完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 ④投資法人 ⑤特定目的会社 ⑥受託法人

【参考】中小企業基本法上の類型と日本標準産業分類上の分類

| 中小企業基本法上の類型 | 日本標準産業分類上の分類 |
|-------------|--|
| 卸売業 | 大分類I（卸売業、小売業）のうち中分類50（各種商品卸売業）中分類51（繊維・衣服等卸売業）中分類52（飲食品卸売業）中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）中分類54（機械器具卸売業）中分類55（その他の卸売業） |
| 小売業 | （略） |
| サービス業 | 大分類G（情報通信業）のうち中分類38（放送業）中分類39（情報サービス業）小分類411（映像情報制作・配給業）小分類412（音声情報制作業）小分類415（広告制作業）小分類416（映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち小分類693（駐車場業）中分類70（物品賃貸業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち中分類75（宿泊業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）※ただし、小分類791（旅行業）は除く、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）、大分類R（サービス業<他に分類されないもの>） |
| 製造業その他 | 上記以外の全て |

（出所） https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

補助金における一般的な事務手続きの流れ



その他お役立ちサイト

ミラサポplus

中小企業向けの補助金・総合支援サイトです。



[ミラサポplusはこちら](#)

原子力サプライチェーン プラットフォーム (NSCP)

原子力サプライチェーンの維持・強化を目的に開設したサイトです。



[NSCPはこちら](#)

jGrants (ジェイグラント)

デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。jGrantsを使って申請できる各種補助金を閲覧・検索することが可能です。



[jGrantsはこちら](#)